

# 湯前町障がい者活躍推進計画

令和2年3月

湯 前 町 長

湯前町議会議長

湯前町教育委員会

湯前町農業委員会

## 作成趣旨

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第36号）により、国及び地方公共団体の機関においては、国が作成する障害者活躍推進計画作成指針に即して、障がい者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画を作成することとされましたので「湯前町障がい者活躍推進計画」を作成しました。

なお、本計画の作成について、各部局において作成すべきところではありますが、本町においては採用を全部局一体で行っていますので、本計画についても一体で作成しています。

## 「障がい」の表記について

本計画において、「害」の表記については、県の取扱いに準じて、法令等の名称や専門用語である場合を除き、原則として平仮名で記載しています。

## 1 計画作成機関及び任命権者

機関名	湯前町・湯前町議会・湯前町教育委員会・湯前町農業委員会
任命権者	湯前町長・湯前町議会議長・湯前町教育委員会・湯前町農業委員会

## 2 計画期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

## 3 対象となる障がい者

障害者基本法（昭和45年5月21日法律第84号）に定める全ての障がい者

## 4 本町における障がい者雇用に関する課題

本町の実雇用率は、令和元年6月1日の調査時点で1.5%で、現在1名雇用しており、法定雇用障がい者数は充足しています。

しかしながら、対象職員も50歳代であり、ここ10年以内には退職してしまう状況であるため、今後はより計画的な障がい者雇用を進めていかなければなりません。

そのために、まずもって、障がいを持つ職員が活躍できるための体制整備（施設や受け容れる職員の理解等）や様々な取り組みが必要です。

## 5 湯前町障がい者雇用人数（令和2年3月31日時点）

区分	人数	身体	知的	精神
		(うち重度)	(うち重度)	(うち重度)
常勤職員 (30時間以上)	1	1 (0)	0 (0)	0 (0)
短時間勤務職員 (20時間以上 30時間未満)	1	1 (1)	0 (0)	0 (0)

## 6 目標

①採用に関する目標	実雇用率1.5%以上【令和元年度1.5%】 (評価方法) 任免状況通報により把握
②定着に関する目標	年度途中の不本意な離職者を出さない 【令和元年度 6ヶ月定着：100% 1年定着率：100%】 (評価方法) 前年度の就職後6ヶ月及び1年の定着率により把握
③満足度、ワーク・エンゲージメント※に関する目標	満足度70%以上 (評価方法) 毎年3月時点でアンケート調査を実施し把握
④キャリア形成に関する目標	担当する業務の拡大 (評価方法) 人事評価の結果を基に把握
⑤その他	障がい者就労施設等を対象とした物品等の調達を実施する 【令和元年度 調達件数：0件】 (評価方法) 保健福祉課が回答する実績調査の結果を基に把握

※ワーク・エンゲージメント：仕事への積極的関与の状態。「仕事に誇りや、やりがいを感じている」(熱意)、「仕事に熱心に取り組んでいる」(没頭)、「仕事から活力を得ていきいきとしている」(活力)の3つが揃った状態。

## 7 取組内容

(1) 体制整備	
①組織面	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がい者雇用推進者に総務課長を選任する</li> <li>○雇用推進者及び職業生活相談員（選任義務が生じた場合）の情報を速やかに周知する</li> <li>○相談先は総務課長・総務課総務係・保健師とする</li> </ul>
②人材面	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職業生活相談員の選任義務が生じた場合、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる</li> </ul>
(2) 職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人事評価等で業務内容の適性を点検し、必要に応じて球磨公共職業安定所や障害者職業・生活支援センター等と連携し検討を行う</li> </ul>
(3) 環境整備・人事管理	
①職務環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がい特性に配慮した職場環境の整備・部署配置を行う（動線確保等）</li> <li>○本人からの要望を踏まえ、環境整備を検討する</li> <li>○各課で職務の洗い出しを行い、職務を創出する</li> </ul>
②募集・採用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本人からの要望を踏まえ、障がい特性に配慮した選考方法や職務の選定を検討する</li> <li>○募集・採用に当たっては、障がい者が不利になる取扱いを行わない</li> </ul>
③働き方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○時差出勤・早出遅出制度などの時間管理制度の創設を検討する</li> <li>○時間単位の年次休暇や病気休暇など各種休暇の利用を促進する</li> </ul>
④キャリア形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本人の希望を踏まえつつ、実務研修や向上研修等の受講を薦める</li> </ul>
⑤その他の人事管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○必要に応じて面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う</li> <li>○在職中に障がいを負った者について、円滑な職場復帰に向け、復職支援プログラムの利用や復職後の職務選定、環境整備や通院への配慮等の取組を行う</li> </ul>
(4) その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○湯前町障害者就労施設等からの物品等調達方針に準じて、物品等の発注を行い、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</li> </ul>